

「デジタル技術の活用による地域活性化検討調査委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「デジタル技術の活用による地域活性化検討調査委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
 - (2) 実施方針が的確で、業務説明資料との整合が取れているか。
 - (3) 導入効果や実現可能性の高いソリューションについて、具体的なモデル地区を想定した詳細な検討（特に事業収支モデルと他地区への展開の検討）をする際の留意点を示すとともに、有効な解決手法を、その理由と合わせて、提案できているか。
 - (4) 庁内におけるデジタルソリューションの導入促進に向けた支援（相談対応）をする際の留意点を示すとともに、有効な解決手法を、その理由と合わせて、提案できているか。
 - (5) 業務内容を正確に理解しているか。
 - (6) 取組意欲が感じられるか。
 - (7) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施に当たっては、新型コロナウィルス感染症等の影響を考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告
- (3) ヒアリング

- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 政策局総務課長
副委員長 政策局共創推進課長
委員 最高情報統括責任者補佐監（総務局しごと改革室担当部長）、経済局企画調整課長、都市整備局企画課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年3月8日から施行する。